

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	「みんなのひこにゃん応援事業」「文化産業事業」寄附者データファイル
行政機関等の名称	彦根市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	観光文化スポーツ部エンタテインメント課
個人情報ファイルの利用目的	ひこにゃんファンクラブ会員の資格確認のため利用する。
記録項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス、寄附金額
記録範囲	「みんなのひこにゃん応援事業」「文化産業事業」にふるさと納税をした者
記録情報の収集方法	本人から収集 産業部地域経済振興課から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	観光文化スポーツ部エンタテインメント課 〒522-8501 彦根市元町4番2号
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無)	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	ひこにゃんファンクラブ入会申込者データファイル
行政機関等の名称	彦根市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	観光文化スポーツ部エンタテインメント課
個人情報ファイルの利用目的	ひこにゃんファンクラブ会員証発行等のために利用する。
記録項目	氏名、住所、電話番号、メールアドレス
記録範囲	ひこにゃんファンクラブ入会申込者
記録情報の収集方法	本人から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	観光文化スポーツ部エンタテインメント課 〒522-8501 彦根市元町4番2号
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手續等	—
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無)	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	—

個人情報ファイル簿

個人情報ファイルの名称	彦根市公式LINEシステムひこにゃんファンクラブLINE会員申込者データファイル
行政機関等の名称	彦根市長
個人情報ファイルが利用に供される事務をつかさどる組織の名称	観光文化スポーツ部エンタテインメント課
個人情報ファイルの利用目的	ひこにゃんファンクラブLINE会員向け情報発信のために利用する。
記録項目	氏名、性別、年代、住まい、生まれ月
記録範囲	彦根市公式LINEを友達登録した者のうち、ひこにゃんファンクラブLINE会員の申込を行った者
記録情報の収集方法	本人から収集
要配慮個人情報が含まれるときは、その旨	含まない
記録情報の経常的提供先	—
開示請求等を受理する組織の名称および所在地	観光文化スポーツ部エンタテインメント課 〒522-8501 彦根市元町4番2号
訂正および利用停止に関する他の法令の規定による特別の手続等	—
個人情報ファイルの種別 (電算処理ファイル/マニュアル処理ファイル)	法第60条第2項第1号(電算処理ファイル)
個人情報ファイルの種別 (政令第21条第7項に該当するファイルの有無)	無
行政機関等匿名加工情報の提案の募集をする個人情報ファイルである旨	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
行政機関等匿名加工情報の概要	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案を受ける組織の名称および所在地	(実施なし)
作成された行政機関等匿名加工情報に関する提案をすることができる期間	(実施なし)
記録情報に条例要配慮個人情報が含まれているときはその旨	(規定なし)
備考	—